

平塚市病児・病後児保育事業 医師連絡票

年 月 日

（提出先）実施施設長
（平塚市長）

医療機関 所在地 _____

名 称 _____

担当医師 _____

電話番号 _____ - _____

次の児童について平塚市病児・病後児保育事業の利用が可能と思われるので連絡します。

児 童 氏 名	生 年 月 日	年 月 日	
病 名 ・ 診 断 名 (番号に○)	1 急性上気道炎 (咽頭、扁桃炎等含む)	9 RSウイルス感染症	検査を行った項目 新型コロナウイルス感染症 (+ / -) 【抗原検査・核酸増幅検査】 インフルエンザ (+ / -) アデノウイルス (+ / -) 溶連菌 (+ / -) RSウイルス (+ / -) その他 () 検査日 (月 日)
	2 気管支炎・肺炎	10 アデノウイルス感染症 (咽頭結膜熱・その他:)	
	3 喘息・喘息性気管支炎	11 溶連菌感染症	
	4 感染性胃腸炎	12 インフルエンザ (型)	
	5 伝染性膿痂疹	13 流行性耳下腺炎	
	6 ヘルパンギーナ	14 水痘	
	7 手足口病	15 その他 ()	
	8 突発性発疹	※9~14は病児保育室(隔離室)利用。	
保育の区分 (番号に○)	1 病児 (病気の回復期に至らない。上記病名・診断名番号が1~15の疾患) 2 病後児 (病気の回復期にある。上記病名・診断名番号が1~9の疾患) ※なでしこは病後児のみ。		
安 静 度 (番号に○)	1 室内保育 (室内で普通に遊んでもよい) 2 室内安静 (静かな遊びは可)		
	隔離の必要性 (病児のみ番号に○)	1 有	2 無
症 状 (番号に○)	1 発熱 2 咳嗽 3 鼻汁 4 喘鳴 5 嘔吐 6 下痢 7 発疹 8 その他 ()		
症状の経過 治療状況等			
食 事 (番号に○)	1 ミルク 2 離乳食 (初期・中期・後期・完了期) 3 常食	4 易消化食 5 アレルギー食持参 6 その他 ()	
処方内容 (処方箋の コピー添付可)	薬品名・用量・用法等		
特記すべき 既往歴	熱性けいれん: 無・有 → ジアゼパム坐剤使用指示: 無・有 (°C以上) 食物アレルギー: 無・有 (除去内容:)		
病児・病後児 保育室への指示	※既往症有りの場合は必ず記入してください。		
この連絡票の 有効期間	年 月 日 (曜日) まで (見込) ※発行日を0日として、上限7日間		

※ 医療機関の皆様へ: この用紙は、記入後、児童の保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

平塚市病児・病後児保育事業 利用できる症状について

	病児保育	病後児保育
利用対象	病氣中又は、病氣の回復期の場合 当面の急変が認められず、入院の必要がなく自宅で看病できる状態のお子さま	病氣の回復期の場合 ※急性期の場合は利用できません。
利用の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分をとることができる ・嘔吐や下痢等による脱水症状がない ・咳などによる呼吸困難がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・入室時に熱が 38.5℃未満である ・食事や水分をとることができる ・嘔吐や下痢等による脱水症状がない ・咳などによる呼吸困難がない ・感染症の場合は、他児へ感染する恐れが低い状態になっている（下記【参考】に記載の出席停止期間の基準で示されている症状を脱した状態。医師から登園許可が下りている状態。）
利用できない疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の1類から4類に分類される感染症 ・麻疹 ・風疹 ・流行性角結膜炎（はやり目） ・百日咳 ・新型コロナウイルス感染症、濃厚接触者 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の1類から4類に分類される感染症 ・麻疹 ・風疹 ・流行性角結膜炎（はやり目） ・百日咳 ・新型コロナウイルス感染症、濃厚接触者 ・RSウイルス感染症 ・アデノウイルス感染症 ・溶連菌感染症 ・インフルエンザ ・流行性耳下腺炎 ・水痘

※ その他、医師または各保育室の判断により、利用できない場合があります。

【問い合わせ先】

病児・病後児保育：麦・もんもん病児保育室（電話 0463-75-9677）
 病児・病後児保育：ここいこ すまいるる一む（電話 0463-79-5139）
 病後児保育：平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」（電話 0463-22-0058）

【参考】学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準について

- 第一種……治癒するまで
- 第二種（結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く）……次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない）
 - ・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）
……発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
 - ・ 百日咳……特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - ・ 麻疹……解熱した後3日を経過するまで
 - ・ 流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
 - ・ 風しん……発しんが消失するまで
 - ・ 水痘……すべての発しんが痂皮化するまで
 - ・ 咽頭結膜熱……主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種……病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

（保育所における感染症対策ガイドライン 抜粋）